

# 被扶養者認定基準規程集

## 目 次

被扶養者認定基準・・・・・・・・ p 1～p 4

被扶養者に関する行政通達と解釈・・・・・・・・ p 5～p 10

I. 一般的通達・・・・・・・・ p 5～p 8

II. 収入がある者についての被扶養者の認定について・・・・ p 8・p 9

被保険者の範囲・・・・・・・・ p 11～p 14

I. 関連行政通達・・・・・・・・ p 12～p 13

II. 短時間就労者（パートタイマー）に係る健康保険の被保険者資格の取扱いについて・・・・・・・・ p 13～p 14

被扶養者認定の手引・・・・・・・・ p 15～p 16

被扶養者認定基準規程の解説・・・・・・・・ p 17～p 20

被扶養者認定に必要な書類

[健康保険被扶養者現況届](#)

[配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書](#)



東京港健康保険組合

# 被扶養者認定基準規程

## 第1条（目的）

この基準規程は、健康保険法（以下法と称す）[第3条第7項](#)の規定に基づき被扶養者の認定に関し東京港健康保険組合（以下組合と称す）が厳正かつ公平にまた慎重に審査し、認定する際の基準を定めたものである。

## 第2条（基本原則）

被扶養者の認定は「被扶養者の範囲」及び関係法令、通達に基づき被扶養者としての届出に係る者及びすでに被扶養者資格を与えられているが再審査、再認定を必要としている者に対する被保険者の扶養義務の程度、生計費援助の事実、その継続性と被保険者の扶養能力、被扶養者の収入状況、被扶養者となった経緯などを、この処理原則に沿って総合的に審査し、[法第3条第7項](#)に規定する要件への適合の可否を個々の事例によって組合が判断し行うものとする。

## 第3条（認定の申請手続）

認定対象者に該当する被扶養者がいるときは、被保険者資格取得後5日以内に所定の被扶養者異動届（正副2通）〔認定対象者が国民年金第3号被保険者に該当する場合は国民年金第3号被保険者関係届（[正1通](#)）〕に組合が指定する諸資料を添付し、事業主を経由して組合に提出しなければならない。

その後、被扶養者が新たに生じたときも同様の手続をしなければならない。なお、被扶養者異動届及びその添付資料の記載事項に変更が生じた時は、その都度遅滞なく事業主を経由して、その事を組合に届出なければならない。但し、[法第3条4項](#)の規定による被保険者（以下任意継続被保険者と称す）は事業主を経由することは要しない。

[2.組合はDVにより被害を受けている被扶養者から婦人相談所が発行する「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」を添付して被扶養者から外れる旨の被扶養者異動届（正副2通）〔認定対象者が国民年金第3号被保険者に該当する場合は国民年金第3号被保険者関係届（正1通）〕を被保険者及び事業主を経由せず受理し、被扶養者から外すことができる。](#)

[なお、組合は被扶養者から外した場合にはその旨を事業主及び当該被保険者に通](#)

[知し当該被扶養者の健康保険被保険者証の返還をする。](#)

## 第4条（認定の効力）

組合が被扶養者資格を認める場合、認定年月日については次のいずれかによるものとする。

①被扶養者資格の認定日は下記の者を除き扶養開始年月日が判断できる添付書類を以って申出のあった日で認定とする。ただし、その事実を証明できる書類がない場合は受付（受収）年月日とする。

イ：被保険者の資格取得時に被扶養者異動届の提出洩れと判断できるもの。

ロ：子については扶養の事由が出生のもの。

②被扶養者の届出が、やむを得ない事由によって遅滞した場合、その者がさかのぼって被扶養者となるべき事実を立証したときは、事実を証する書類等を検証のうえ認定の効力を遡及させることができる。

## 第5条（被扶養者資格喪失の届出義務）

被扶養者がその後、被扶養者資格に必要な要件を失った場合、被保険者はその事実が発生した日から5日以内に所定の被扶養者異動届（正副2通）〔国民年金第3号被保険者が不該当になる場合は国民年金第3号被保険者関係届（[正1通](#)）〕を事業主を経由して組合に提出しなければならない。

但し[法第3条4項](#)の規定による被保険者及び配偶者からの暴力の被害者である被扶養者の当事者である被保険者は事業主を経由することを要しない。

## 第6条（被扶養者資格喪失の日）

組合が被扶養者資格の要件を失った日の翌日をもって、被扶養者資格喪失の日とする。但し、被扶養者資格喪失の要件が就職による場合は就職した日を喪失日とする。

[2.被保険者が後期高齢者医療制度（長寿医療制度）の被保険者となった場合にはその日をもって被扶養者資格を喪失する。](#)

## 第7条（被扶養者の帰属）

家族に被扶養者が2人以上いる場合には、被扶養者はすべての家計の主体となる者によって生計費の主な部分が負担されていると推定できる。

したがって、扶養義務者の収入水準及び扶養能力、被扶養者とする経緯、同居の有無、家族内の地位などによって家計の主体となる者を判定し、組合が社会通念上妥当性を欠かぬよう、その帰属を決定する。

なお、被扶養者の帰属に関して、関係保険者間に意見の相違があるときは原則として、その結論が出るまで認定の結論は留保する。

## 第8条（扶養能力の判定）

被保険者の扶養能力判定の基礎となる被保険者の収入の範囲は原則として事業主から被保険者に支給されている賃金、給与等とする。

ただし、同一世帯に属している者の収入を加えて検討すべき相当の理由があるときはこの限りではない。

## 第9条（被扶養認定対象者の収入）

認定対象者の収入は勤労所得・企業年金・公的年金・退職金・恩給・利子・不動産収入・配当金・事業収入・労働保険及び社会保険からの現金給付・親族等からの仕送りその他現金収入・現物収入すべてを包含し、所得税、贈与税、相続税の対象にならぬものも収入とする。

## 第10条（被保険者の反論権付与）

被扶養者認定に関する組合の判断及び決定について、被保険者が納得できないときは口頭又は具体的資料に基づく文章によって反論し立証する権利をその被保険者に付与する。

## 第11条（組合の調査）

組合は被扶養者の認定を厳正かつ公正に行うため必要があれば、被保険者及び

認定対象被扶養者に対し、文章等の提出もしくは提示を要求し、または組合の職員をして電話、手紙あるいは直接面談をし、事実を確かめなければならない。

## 第12条（被扶養者資格審査の自動的取下げ）

被保険者が、組合が提出または提示を求めている文章等を再三催告を受けながら正当な理由なく指定した期日までに提出または提示しないときは、その者が認定対象者の被扶養者資格の審査を受ける意志及び権利を放棄したものと見做し、認定対象者を自動的に審査の対象から外すことができる。

## 第13条（不正利得の徴収）

事業主及び被保険者が、虚偽の報告もしくは説明をしたことで不正な被扶養者の認定が行なわれ保険給付が行われた場合は、不正に保険給付を受領した被保険者ととともに事業主も連帯して返済の責任が発生する。

## 附 則

一. この基準規程は、平成14年7月1日より施行する。

二. この基準規程は、平成20年6月18日より改施行する。

三. この基準規程は、平成23年4月1日より改施行する。

# 被扶養者に関する行政通達と解釈

## I. 一般的通達

被扶養者となる者には年令の制限はない。一定の資産或いは勤労の収入がある者については、その生計費の大部分が、被保険者の収入か、その者の収入のどちらかに依存するかによって、被扶養者になるか否かが決まるものである。(s24.8.9 保文発一四四号)

内妻は、他に法律上の妻がある以上「事実上婚姻関係と同様な事情にある者」と認めぬ。(s26.9.28 保文発二八三一号)

被保険者と住居及び家計を共同にする事である。この場合、同一戸籍内にあることは必ずしも必要とせず、また被保険者が必ずしも世帯主たることを要しない。(s27.6.23 保文発三五三三三号)

二人以上の内縁の女子は同居其の他具体的事情を勘案して内一人を「事実上婚姻関係と同様な事情にある者」として取り扱う。(s31.1.30 保文発六二六号)

養父母及び養子は、父母及び子に含まれる。継父母及び継子は、父母及び子には入らないが三親等内の親族に含まれる。養子縁組の届出がなされていない者は、親族関係に入らない。(s32.9.2 保発一二三三三号)

「被保険者ト同一世帯ニ属スル者」とは、被保険者と住居及び家計を共同にする者をいい、同一戸籍内に在るか否かを問わず、被保険者が世帯主であることを要しない(s15.6.26 社発七号)

勤労による固定収入を得ている者は原則として被扶養者とはなり得ないが、その金額が著しく定額であって、生計の基礎（大部分）を被保険者に置くと認められる場合は、被扶養者たり得るものである。(s18.4.21 保発一〇四四)

父母の収入がそれぞれ同程度のときは、その子が父、母いずれの被扶養者に属せしむるを当事者の利益、利便となるかを考慮して行うことが妥当と考える。(s32.2.14 保文発一二三五)

被扶養者の認定をする場合において、一定額以上の収入のある者は認めない等の画一的な取扱いをすることは適當ではない。(s32.9.12 保一二三)

「同一世帯」とは、旧民法における「家」又は戸籍を同じくする等の意ではない。(s32.9.12 保二三)

保険事故発生当時の状況によって被扶養者なりや否やを決すべきものにあらずして、保険事故発生後においても扶養の事実があれば被扶養者として給付する。(s23.11.17 保文発七八一)

16歳以上60歳未満の者については、被扶養者に該当するか否かを確認する必要がある。(s27.6.23 保文発三五三三三)

夫婦が共同して扶養している場合における被扶養者の認定に当たっては、下記要領を参考として、家計の実態、社会通念などを総合的に勘案して行うものとする。

①被扶養者とすべき者の員数にかかわらず、年間収入（当該被扶養者が提出された日の属する年の前年分の年間収入とする。以下おなじ。）の多い方の被扶養者とするを原則とすること。

②夫婦双方の年間収入が同程度である場合は、被扶養者の地位の安定を図るため、届出により、主として生計を維持する者の被扶養者とする。

③共済組合の組合員に対しては、その者が主たる扶養者である場合に扶養手当等の支給が行われることとされているので、夫婦の双方又はいずれか一方が共済組合の組合員であって、その者に関し、扶養手当又はこれに相当する手当の支給が行われている場合には、その支給を受けている者の被扶養者として差し支えないこと。(s60.6.13 保険発66・庁保発22)

継母は被保険者の直系尊属ではなく一親等の姻族であり、したがって被扶養者になるためには、その被保険者と同一の世帯に属し主としてその者により生計を維持するものという二つの要件を満たしていることを必要とする。(s32.8.6 保文発六七三八号)

被扶養者の認定の効力は被保険者が被扶養者届によって届出た日現在において発生し、将来に及ぶことを原則とする。しかし被扶養者につき保険給付を受けるため溯って被扶養者となるべき事実を立証した場合においては認定の効力を遡及させることを妨げるものではない。(s34.5 東京都被扶養者認定基準)

(1) 外国で出生し、帰国後に届出した場合

(2) 新生児で名前もなく届出もできない場合

(3) その他事実確認できる場合

政府管掌健康保険及び日雇健康保険における被扶養者届の受理に際し、被扶養者である事実の証明を要する場合において、従来民生委員の証明により取り扱ってきた事項について被保険者を使用する事業主又は当該事業所に設置されている社会保険委員(以下「事業主」という)の証明によることが適切であると認められる場合は、当該事業主等の証明による取扱いとされたい。

なお、事業主等の証明については当該被保険者届の余白に被扶養者と認められる事由を記載させ事業主等の押印をしたもので差しつかえないものとする等事務の簡素化を図るよう配慮されたい。(s38.8.26 庁保険発第46号)

※よって事業主等が証明すればよいことになっているが、適切であると認める場合という意味で、その事業所から扶養手当が支給されている等確認したうえでと解釈するのが妥当である。

同居の妻、16歳未満の子及び60歳以上の父母、祖父母については原則として被保険者の届出のみによって生計の維持の事実を認定する。しかしこれらの者を無条件で被扶養者と認めるという意味ではない。これら一般的に自活能力のないと推定されるものについての生計維持関係を被保険者の届出の内容によって認定していくのであって、取扱いは従来と同様である。なお、これらの者であっても、共稼ぎの妻、高齢者の就労が多く見受けられる現況に鑑み事実確認を必要と認められる場合には、証明書の提出または調査によって是正措置を講ずるべきである。(s52.5.12 52民険保第157号)

## II. 収入がある者についての被扶養者の認定について

①被扶養者としての届出に係る者(以下「認定対象者」という)が被保険者と同一世帯に属している場合

イ. 認定対象者の年間収入が130万円未満(認定対象者が60歳以上の者である場合又は概ね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合にあつては180万円未満)であつて、かつ被保険者の年間収入の2分の1未満である場合は、原則として被扶養者に該当するものとする。

ロ. 前記イの条件に該当しない場合であっても、当該認定対象者の年間収入が130万円未満(認定対象者が60歳以上の者である場合又は概ね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合にあつては180万円未満)であつて、かつ、被保険者の年間収入を上回らない場合には、当該世帯の生計の状況を総合的に勘案して、当該被保険者がその世帯の生計維持の中心的役割を果たしているときと認められるときは、被扶養者に該当するものとして差し支えないこと。

②認定対象者が被保険者と同一世帯に属していない場合

認定対象者の年間収入が、130万円未満（認定対象者が60歳以上の者である場合又は概ね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害である場合にあつては180万円未満）であつて、かつ、被保険者からの援助に依る収入額より少ない場合には、原則として被扶養者に該当するものとする事。

③ 前記①及び②により被扶養者の認定を行うことが実態と著しくかけ離れたものとなり、かつ、社会通念上妥当性を欠くこととなると認められる場合には、その具体的事情に照らしもつとも妥当と認められる認定を行うものとする事。

④ 前記取扱いによる被扶養者の認定は、今後の被扶養者の認定について行うものとする事。

⑤ 被扶養者の認定をめぐる、関係者間に問題が生じている場合には、被保険者又は関係保険者の申し立てにより、被保険者の勤務する事業所の所在地の都道府県保険課長が関係者の意見を聴き適宜必要な指導を行うものとする事。

⑥ この取扱いは、健康保険法に基づく被扶養者の認定について行なうものであるが、この他に船員保険法第1条第2項各号に規定する被扶養者の認定についてもこれに準じて取り扱うものとする事。（s52.4.6 保発九・庁保発九）



### III 遠隔地被保険者証の取扱いについて…削除

## 被保険者の範囲

健康保険法第3条3項に該当する事業所(強制適用事業所)に使用される者は、本人の意志、年齢、国籍のいかんにかかわらず被保険者となることになっていない。

しかしながら、次の者については、適用事業所に使用される場合であっても、被保険者となることはできません。

①臨時に使用される者で二ヶ月以内の期間を定めて使用される者(二ヶ月を超えて引き続き使用される場合を除きます)及び、日々雇入れられる者(一ヶ月を超えて引き続き使用される場合を除きます)

②季節的業務に使用される者(四ヶ月を超えて使用される場合を除く)

③臨時的事業の事業所に使用される者(六ヶ月を超えて使用される場合を除く)

④事業所の所在地が一定しない事業に使用される者

⑤健康保険について、国民健康保険組合の事業所に使用される者及び船員保険の被保険者

⑥国、地方公共団体又は法人に使用される者で、法律によって組織された共済組合の組合員

## I.関係行政通達

「1」二ヶ月以内の期間を定めて雇用される者が、その期間中に負傷し休業のまま引き続き二ヶ月を超えて使用関係が存在するときは、61日目から被保険者の資格を取得するが、将来労務に服することができず単に健康保険の給付を受けんがために使用関係を存続する場合は被保険者資格を取得しない。(s5.8.6 保規三四四)

「2」日々雇入れられる者が、連続して30日間労務に服し、なお、引き続き労務に服したるときは被保険者資格を取得する。

この場合当該事業所の公休日は労務に服したものとみなし30日間の日数の計算に加う。(s3.3.30 保理三〇二)

「3」当初120日未満使用されるべき予定なるも、業務の都合により、継続して120日以上使用されることになった場合においても被保険者とししない。

(s9.4.17 保発一九一)

「4」「其ノ業務ニ使用セラルルニ至リタル日」とは、事実上の使用関係の発生した日である。(s3.7.3 保発四八〇)

「5」事業所調査をした場合に、資格取得洩れが発見された場合はすべて事実の日に溯って資格取得させるべきものである。(s5.11.6 保規五二二)

「6」実質上の使用関係がない者が偽って資格取得し、保険給付を受けた場合は、その資格を喪失し保険給付に要した費用は返還させるべきである。(s26.12.3 保文発五二五五)

「7」自宅待機の場合、新たに使用されることとなった者が当初から自宅待機とされた場合の被保険者資格については雇用契約が成立しており、かつ休業手当等

が支払われるときは、その休業手当等の支払の対象となった日の初日に被保険者の資格をするものとする。 (s50.3.29 保発二五)

「8」被保険者が休職となり、休職中給料を全然支給せられざる場合にして、名義は休職といえども実質は使用関係の消滅とみるを相当とする場合においては資格を喪失せしめる。(s6.2.4 保発五九)

## II.短時間就労者（パートタイマー）に係る健康保険の被保険者資格の取扱いについて

①常用的使用関係にあるか否かは、当該就労者の労働日数、労働時間、就労形態、職務内容等を総合的に勘案して認定すべきものであること。

②その場合、一日又は一週の所定労働時間及び一ヶ月の所定労働日数が当該事業所において同種の業務に従事する通常の就労者の所定労働時間及び所定労働日数のおおむね4分の3以上である就労者においては、原則として被保険者として取り扱うこと。

なお、所定労働時間とは、休憩時間（賃金支払いの対象とならない時間）を除く実労働時間によるものとする。

③上記②に該当する者以外の者であっても①の主旨に従い被保険者として取り扱うことが適当な場合があると考えられるのでその認定に当たっては、当該就労者の就労の形態等、個々具体的に即して判断すべきものであること。

※被扶養者の認定をするに当たって、被保険者の収入が第一の要件となります。従いまして被保険者に該当しない者には、必然的に被扶養者は存在しない事となります。

また近年被扶養者の認定にあたり配偶者が被保険者のため扶養から外れていたが、パートタイマーの契約等の取扱いが変わったため、扶養の申請をされる方が増えていますので、被保険者の範囲（被保険者となれる者）及びパートタイマーの者で被保険者資格のある者を取りあげました。

## 被扶養者認定の手引

### 保険者認定

健康保険の被扶養者の認定は、被保険者に被扶養異動届及び必要な証明書等を提出させ被保険者とその被扶養者となるものについて生計依存程度、居住関係、扶養能力及びその扶養関係の継続性、法律上または社会通念上の扶養義務等個々の具体的事例に基づき総合的判断により、健康保険法第3条第7項に規定する要件への適合の可否を個別に判断し認定する。

なお、届の遅滞により遡及効力を認める場合には、とくにその事実の発生状況等を把握する必要がある。

### 標準生計費

①標準生計費の基準額を設定し、その基準額の五割以上を他の者の収入に依存している者を被扶養者となるべき生計維持関係にある者と推計する。

②被扶養者の生計依存の関係を一定の収入額によって一律に規制すべきでないことは健康保険の被扶養者の認定に際しての基本原則である。

しかし、実務の問題としては、一応一般に正当と考えられる基準額を設定し、その者の収入がこの額を下回る者を被扶養者と推定する。

なお、家族の数が増えれば一人当たりの生計費は低減するし、地域格差も考慮するとすべての場合に一人当たり世帯の必要経費を適用するのは不適當である。

③標準生計費の改定は、社会経済情勢によって変化する生計費をできるだけ現状に近い状態で補足し、妥当な標準生計費を定めるため毎年1回行う。

### 要件

①直系尊属・配偶者・子・孫及び弟妹（法第3条第7項の一）については、被保険者によってその者の生計費の主な部分が負担されている者を被扶養者とする。

②三親等内の親族及び内縁の配偶者の父母と子（法第3条第7項の二、三）については被保険者と住居及び家計を共にし、被保険者によって生計費の主な部分が負担されている者を被扶養者とする。

③「被保険者により…」とは

被保険者の負担によってという意味で、被保険者の収入が被保険者となるべき者の生計費として、消費されている場合を指し、常態として継続性のあることが必



要である。

#### ④「主として…」とは

五割以上の生計費をいう。しかし二人以上の者から生計を維持されている場合は、被扶養者となる者の生計費の五割に満たなくとも、最も大きな部分を負担している者が生計費の主な部分を負担している事になる。

#### ⑤「同一の世帯に属し…」とは

住居を共にし、常態として継続を有し同じ家屋内において生活していることを意味する。

例えば、入院・短期間の帰省・一定期間の出張などは常態として住居を共にしていることになる。

法第3条第7項の二の者は同一世帯に属していることが要件とされているのでこの事実を併せて認定しなければならない。

この事実はすべて被保険者の立証をもとにして認定するが、立証方法としては住民登録票でほぼ満足されるが同家計については、同一家屋内の住居というだけでは確認できない場合もあるので、必要と考えられれば証拠書類及び家計簿等を提示させ、または実態調査を行うことによって事実の確認を適正にすべきである。

#### ⑥「生計」とは

一家の家計を維持するためにおこなわれる家政経済の経営及びその秩序であり、日常消費生活の単位である。

### 被扶養者の帰属

家族の中に扶養能力のある者も、被扶養者となる者もいずれも二人以上いる場合には一家の生計の主体となる収入の最も多い者によって生計費の主な部分を負担されていることになる。

①被扶養者とすべき者の員数にかかわらず、年間収入の多い方の被扶養者とする。

②年間収入が同程度である場合は、被扶養者の地位の安定を図るため届出により主として生計を維持する者の被扶養者とする。

③上記①・②にかかわらず被扶養者とすべき者に関し扶養手当または、これに相当する手当の支給が行われている場合は、その支給を受けている者の被扶養者とする。

## 被扶養者認定基準規程の解説

### 第1条（目的）

医療保険制度を運営する権限を公法人として付与されている健康保険組合（以下組合と称す）は、法令や通達に基づき認定対象者が被扶養者に該当するか否かを審査する責任と権限があります。

被扶養者資格の認定が不適切であると無駄な医療費や納付金等が増え、ひいては大切な保険料を浪費することにつながりますので、ここに認定基準を定めたものです。

### 第2条（基本原則）

第1条の目的を達成するために、組合はその家族との関係、家族の収入状況、家族に対する生活費の面倒の見方やその内容などがわかる書類などを提出してもらい被扶養者の資格の要件を満たしているか総合的に審査いたします。

事業主や被保険者の皆様は、組合からの届出要求にはご協力いただくことをお願いいたします。

### 第3条（認定の申請手続）

健康保険法施行規則[第38条](#)により、被保険者は扶養の事実が発生した場合5日以内に事業主を経由して組合に届出の義務が生じます。

なお、被扶養者が国民年金の第3号被保険者に該当した場合は、国民年金法施行規則第6条の三により14日以内に届出の義務が生じますが、平成14年4月1日より施行された国民年金の第3号被保険者の届出が従来の市区町村から組合の窓口へ拡大されたことに伴い、利便性を考慮し、健康保険の被扶養者異動届といっしょの提出をお願いする規定です。

2項は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」の主旨を受けて被害者である被扶養者から一定様式（配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書）の提出があった場合に被害者保護の見地より被扶養者から外せることを明記したものです。

#### 第4条（認定の効力）

被扶養者資格の認定日は受付年月日を原則としますが、子の認定事由が出生の場合ややむを得ぬ事由で遅滞した場合等は、事実を把握できる書類を添付していただき検証した結果、適性なるものと判断できる場合に限り、認定の効力を遡及させることができます。

#### 第5条（被扶養者資格喪失の届出義務）

当規程第3条の認定の申請手続と同様の主旨です。被扶養者資格のない者をそのまま放置しておく、無資格受診による医療費負担や事務手数料が発生することと相俟って後期高齢者支援金等の無駄な負担のもととなりますので、すみやかに削除申請してください。

#### 第6条（被扶養者資格喪失の日）

被扶養者資格の喪失基準は文面どおりです。

平成20年4月1日施行の後期高齢者医療制度（長寿医療制度）により75歳又は65歳以上75歳未満の障害者で認定を受け被保険者が後期高齢者に該当した場合は、被扶養者は該当日をもって国民健康保険に異動することになりました。

#### 第7条（被扶養者の帰属）

家族の生計を主として維持している事実があるかどうかは、被保険者が一番熟知している筈です。この場合の家計の主体となるのは、家族の生計費の半分以上を被保険者が支援していることを意味しております。

近年は夫婦共稼ぎが増えておりますが、実態調査の照会等で組合が家計の主体となる者を判定いたしますので組合と被保険者間の紳士協定として、実態に忠実なご回答をお願いいたします。

#### 第8条（扶養能力の判定）

扶養能力のないところには、家族の生計を主として維持する余裕はありません

し、経済的扶養能力がなければ、扶養の事実は発生しません。その扶養能力判定の基礎は、被保険者の得ている賃金等で判断いたします。しかし自営業を営んでいる方などは、その実質的な収入も加味します。

#### 第9条（扶養認定対象者の収入）

生活費に充当できる家族の収入は課税、非課税の別無く含まれます。根拠は所得税法36条に規定されている収入金額の定義が該当いたします。

但し、年間収入の限度額と、その家族の生計を主として維持しているかどうかを判断する目安が示されていますが、この目安とは認定対象者が一人の場合を想定しておりますので、複数の認定対象者がいる場合は社会通念上妥当性をかくときは具体的事情に照らし、もっとも妥当と思われる認定を組合が行ないます。

正直者が損をしない厳正かつ公平な被扶養者認定業務を組合が行なうには、被保険者及びご家族の協力が大切ですので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

#### 第10条（被扶養者の反論権付与）

被扶養者の認定は被保険者の権利です。

適正な被扶養者の認定を行なう上で、組合の判断等に疑義がある場合等は、具体的な参考資料を提示し、組合にお申し出ください。

#### 第11条（組合の調査）

組合は被扶養者資格認定を厳正かつ公正に行う責任があり、審査する責任と権限が管理者である組合にあることを明記しました。

#### 第12条（被扶養者資格審査の自動的取下げ）

組合の被扶養者認定にあたり、被保険者の協力が必要ですし、支援金等の算定対象となる被扶養者数の適正化は組合財政の健全化を図るうえで重要です。

組合からの調査に正当な理由がなく、ご協力いただけない被保険者の扶養者認定は権利放棄と判断し喪失処理をいたします。

### 第13条（不正利得の徴収）

組合に偽って被扶養者の認定をさせ、結果として被扶養者資格がない者の医療費等を組合に支払わせた場合は被保険者と事業主が負担した保険料を原資とする給付金を間接的とはいえ搾取したことになり悪質な場合には詐欺罪にも該当しますので、当然のことながら当事者はその不当利得である医療費の返済の責任が発生します。